

軽自動車税の

税率が変わります

問い合わせ 市民税務課 ☎2127

地方税法の改正により、平成28年度分から、原動機付自転車および二輪車の税率が変更になりました。また、四輪以上および三輪の軽自動車については、自動車検査証(車検証)の上段に記載されている初度検査(登録)年月によって税率が変わります。
※ 軽自動車税の賦課基準日は4月1日です。また、軽自動車税には月割課税の制度はありません。

表1の①新税率が適用されます。
原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪など

表1 原動機付自転車など

車種区分	旧税率(年税額) ※平成27年度分まで	①新税率(年税額) ※平成28年度分
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
	50cc超90cc以下	1,200円
	90cc超125cc以下	1,600円
	ミニカー	2,500円
軽自動車(二輪)	125cc超250cc以下	2,400円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円
	その他	4,700円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円

表2 四輪以上および三輪の軽自動車

車種区分	②旧税率(年税額) ※平成28年度分	③現行税率(年税額) ※平成27年度分	④重課税率(年税額) ※平成28年度分
初度検査年月	平成15年1月～平成27年3月	平成27年4月～	平成14年12月までのもの
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円
		自家用	7,200円
	貨物用	営業用	3,000円
		自家用	4,000円
乗用	6,900円	10,800円	8,200円
貨物用	3,800円	5,000円	4,500円
乗用	5,500円	6,900円	8,200円
貨物用	3,000円	3,800円	4,500円
乗用	7,200円	10,800円	12,900円
貨物用	4,000円	5,000円	6,000円

表3 軽課(グリーン化特例措置)税率

車種区分	軽課税率(年税額)			
	電気軽自動車・天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車		
		平成21年排出ガス基準10%以上低減	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★低排出ガス車)	平成32年度燃費基準達成車(貨物用は平成27年度燃費基準+15%達成車)
初度検査年月	平成27年4月～平成28年3月			
三輪	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円
		自家用	2,700円	5,400円
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円
		自家用	1,300円	2,500円

表4 重課適用開始年度早見表

重課適用開始年度	初度検査年月(新規登録年度)	
平成28年度～	平成14年以前	～平成14年12月
平成29年度～	平成15年 ※	平成15年1月～平成15年3月
	平成15年度	平成15年4月～平成16年3月
平成30年度～	平成16年度	平成16年4月～平成17年3月
平成31年度～	平成17年度	平成17年4月～平成18年3月
平成32年度～	平成18年度	平成18年4月～平成19年3月
平成33年度～	平成19年度	平成19年4月～平成20年3月
平成34年度～	平成20年度	平成20年4月～平成21年3月
平成35年度～	平成21年度	平成21年4月～平成22年3月
平成36年度～	平成22年度	平成22年4月～平成23年3月
平成37年度～	平成23年度	平成23年4月～平成24年3月
平成38年度～	平成24年度	平成24年4月～平成25年3月
平成39年度～	平成25年度	平成25年4月～平成26年3月
平成40年度～	平成26年度	平成26年4月～平成27年3月
平成41年度～	平成27年度	平成27年4月～平成28年3月
平成42年度～	平成28年度	平成28年4月～平成29年3月

※ 平成15年1月～3月に新規登録された車両は、自動車検査証に「初度検査年」までしか記載されていないため、平成15年4月以降に取得された車両と同様に扱うこととされ、平成29年度からの適用になります。(重課税率は廃車されるまで継続されます。)

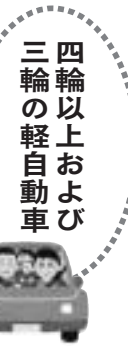


表2、表3の税率が適用されます。

初度検査年月が平成27年3月以前(平成15年1月～平成27年3月)の車両は、表2の②の旧税率が適用されます。初度検査年月が平成27年4月以降の車両は、表2の③の税率になります。排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、平成28年度分の税率を軽減するグリーン化特例措置(軽課)が設けられたことにより、平成28年度分の税率が軽減されますので、表3の税率になります。(燃費基準に

よって税率が異なりますので、車検証などでご確認ください。)
なお、軽課(グリーン化特例措置)は初度検査年月が平成27年4月～平成28年3月の車両のみ、平成28年度分の税率に適用されますので、平成29年度分からは表2の③の税率になります。
初度検査年月が13年を経過した車両(電気自動車などを除き、初度検査年月が平成14年12月までの車両)は、表2の④の重課税率になります。
なお、初度検査年月が平成15年1月～平成16年3月までの四輪以上および三輪の軽自動車も、平成29年度から重課の適用が開始されます。初度検査年月別の重課開始年月が表4にありますので、車検証などでご確認ください。

税理士税務相談会

問い合わせ 市民税務課 ☎2128

中国税理士会所属の税理士が、無料で税に関する相談を受けます。

昨年大きく改正された相続税(国税)をはじめ、税金全般の相談が可能です。

秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

とき 6月9日(木) 13時～16時(1人30分)

ところ 市役所本庁舎

申し込み 電話で市民税務課へ。



平成28年度納期限

軽自動車税(全期)

5月31日

問い合わせ 市民税務課 ☎2127

ご注意ください
○納めるとき、お届けしている納付書を使用してください。
○大竹市指定金融機関で納めてください。

納め忘れに注意しようね!

